

○学校法人東京家政学院役員及び評議員の旅費に関する規則

第1条 理事、監事、評議員が役員会等に出席する場合又は法人の用務で出張する場合の旅費は、この規則の定めるところによる。

第2条 法人が主催する委員会（理事会及び評議員会を除く）に出席する旅費及び会計監査のため出席する旅費は別表1の定額により支給する。

第3条 法人の用務で出張する場合の旅費は、別表2の定額により支給する。

第4条 この規則の施行に関し必要な事項については、学校法人東京家政学院旅費規則を準用する。

附 則

この規則は昭和40年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、昭和43年10月1日から実施する。

附 則

この規則は、昭和47年12月から実施する。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、昭和51年12月1日から実施する。

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、昭和55年2月1日から実施する。

附 則

この規則は、昭和63年11月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年5月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年5月20日から施行する。

附 則

この理事、監事、評議員の旅費に関する規則は、学校法人東京家政学院理事、監事、評議員の旅費に関する規則に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学校法人東京家政学院理事、監事、評議員の旅費に関する規則は、学校法人東京家政学院役員及び評議員の旅費に関する規則に改正し、令和2年7月10日から施行する。

別表1 (第2条関係)

区 分	車 賃	日 当
理 事、監 事、評 議 員	5,000円	5,000円

備考 校内理事、評議員の旅費(理事会及び評議員会への出席の旅費を含む。)は、日当3,000円のみ支給し、常任の理事及び学長、校長には旅費を支給しない。

別表2 (第3条関係)

区 分		鉄道賃	船 賃	車 賃	日 当	宿泊料
遠地出張旅費		グリーン	グリーン	実 費	2,700円	12,000円
近地出張 旅 費	50km 以上 100km未満	普 通	普 通	実 費	半 額	
	50km 未満	普 通	普 通	実 費		

備考 (1) 車賃は鉄道の通じない区間に支給するもので、同一市町村内におけるものは日当の範囲に含まれるものとする。

(2) 100km未満の近地出張の場合でも必要と認めたときは、日当全額を支給することができる。